半田市・常滑市医療連携等協議会で推進する具体的な連携方策等

(協定書第4条に規定する所掌事項各号)

1. 救急医療や両病院相互の円滑な紹介などの医療体制の課題に関すること。

- ① 市立半田病院は、地域医療支援病院としての登録医制度(開放病床利用を含め)施行に伴い、医療圏内の医師会と開放型病床設置に関する協定書の締結を進めるとともに、常滑市民病院に対し、制度の趣旨の理解促進を図り、常滑市民病院は、なるべく多くの所属医師の登録促進に努める。
- ② 両病院が、地域医療連携を推進する窓口を設置し、内科系・外科系各々の責任医師と院内調整を行う看護師を配置することにより、両病院の医師相互の情報交換を密にし、両病院の各々の機能を考慮した紹介・逆紹介を推進する。
- ③ 作業部会は、これまでの紹介・逆紹介の科別実績を精査把握し、両病院で適時に情報共有できるシステムを構築し、医療機能連携(紹介・逆紹介)の数値目標案を定め、協議会へ諮る。協議会承認後、数値目標の達成度を定期的に協議会へ報告する。

2. 医師・看護師の確保及び育成に関すること。

- ① 両病院の医療機能連携を推進していくために、両病院だけでは、相互補完できない診療科の医師について、愛知県及び大学医局へ、共同歩調で要望を行う。
- ② 両病院の研修医相互の交流を図るとともに、研修プログラムの実施に際し、各病院が不足する診療科での実習の受入に対して、補完するための協力をする。
- ③ 両病院は、看護師確保を共通の重点課題として再認識し、半田常滑看護専門学校の将来計画について、作業部会は、半田常滑看護専門学校管理事務組合事務局と連携を図り、両病院に効果的に看護師供給ができるよう検討する。
- ④ 両病院は、看護修学資金等の看護師確保対策について、緊密な情報交換を行い、 有効策については、可能な限り共同で実施する。
- ⑤ 両病院看護師の知識と技能の向上を図るため、派遣交流研修を実施する。

3. 病院経営の効率化のための方策に関すること。

- ① 診療材料や薬品等の医療材料の購入方法は、現行のシステムが異なっているため、 各々のシステムのメリット・デメリットの比較検討を進め、契約更改時期には、共同 歩調で、より効果的かつ効率的なシステムへ移行する。
- ② 共通するアウトソーシング業務について、契約方法や形態だけでなく、実施方法 についても、共同歩調で見直しの検討をする。
- ③ 診療報酬や未収金対策等の収入面の課題に対して、各々のシステムのメリット・デメリットの比較検討を進め、各病院の機能に応じた、より効果的なシステムへ移行する。
- ④ 上記の他、収入増、支出削減に係る情報及び診療報酬改定に係る情報については、 適時交換する。
- ⑤ 月次で経営状況の情報を交換する。

4. 将来にわたる地域医療の安定確保のための情報交換に関すること。

- ① 常滑市民病院は、新常滑市民病院建設構想委員会・100 人会議での審議事項の情報を提供し、半田病院は関連支援情報を提供する。
- ② 国の地域医療再生計画の動向に係る情報を交換する。
- ③ 愛知県の地域医療連携のための有識者会議の動向に係る情報を交換する。
- ④ 各自治体の総合計画を始めとする長期計画及び財政状況に係る情報を交換する。